



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 告示

- ▽都市公園法による公募対象公園設置等計画の認定（海浜公園） [建設局公園部整備課] 5468
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局垂水建設事務所] 5468
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所] 5470
- ▽神戸市収入証紙売りさばき人の指定事項の変更 [会計室会計課] 5473
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定等（精神通院） [福祉局障害者支援課] 5473
- ▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課] 5475
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 5476
- ▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 5476
- ▽生活保護法等による指定施術者の名称の変更 [福祉局保護課] 5477
- ▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止 [福祉局保護課] 5478
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称の変更 [福祉局保護課] 5478
- ▽生活保護法等による指定介護機関の指定の辞退 [福祉局保護課] 5479
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 5480
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局東部建設事務所] 5480
- ▽道路法による道路の区域変更（市道 狩口台3丁目4号線） [建設局道路管理課] 5483
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 南五葉59号線他） [建設局道路管理課] 5483
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 見津が丘26号線他） [建設局道路管理課] 5484
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 西下木津線） [建設局道路管理課] 5485

公 告

- ▽制限付一般競争入札による契約の締結（充電保管庫用電源工事業務（令和4年度年度替り対応）その1委託） [教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課] 5485
- ▽制限付一般競争入札による契約の締結（充電保管庫用電源工事業務（令和4年度年度替り対応）その2委託） [教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課] 5487
- ▽都市公園の設置（春日手公園） [建設局公園部管理課] 5489
- ▽都市公園の設置（千歳ふれあい広場） [建設局公園部管理課] 5489

水 道 局

- ▽神戸市水道局第三者調査委員会設置規程 [水道局経営企画課] 5491
- ▽神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 5494
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（寺谷接合井連絡管流量制御設備更新） [水道局施設課] 5500
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（垂水（南多聞台）配水管取替工事その2） [水道局配水課] 5504
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（工水（東尻池）配水管取替工事） [水道局配水課] 5507
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（管路情報システムデータ入力業務） [水道局配水課] 5509
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市水道局有野ポンプ場電気調達） [水道局施設課] 5513
- ▽一般競争入札による契約の締結（土地の売却） [水道局経営企画課] 5518

交 通 局

- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（軽油の購入） [交通局経営企画課] 5520

▽制限付一般競争入札による契約の締結（西
神・山手線 新長田駅大規模改修機械設備
工事） [交通局経営企画課] 5525

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落
札者の決定（西神・山手線三宮駅2番線ホー
ム柱サイネージ調達・設置）
[交通局経営企画課] 5527

訂 正

▽令和3年7月27日付け神戸市公報第3718
号中 [建設局道路管理課] 5528

告 示

神戸市告示第645号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定により、次のとおり認定した。

令和4年1月7日

神戸市長 久元喜造

1 認定計画提出者

グループ名：神戸須磨Parks+Resorts共同事業体

代表構成団体：株式会社サンケイビル

構成団体：三菱倉庫株式会社，
JR西日本不動産開発株式会社，
株式会社竹中工務店，
芙蓉総合リース株式会社，
阪神電気鉄道株式会社，
株式会社グランビスタホテル&リゾート

2 認定をした日

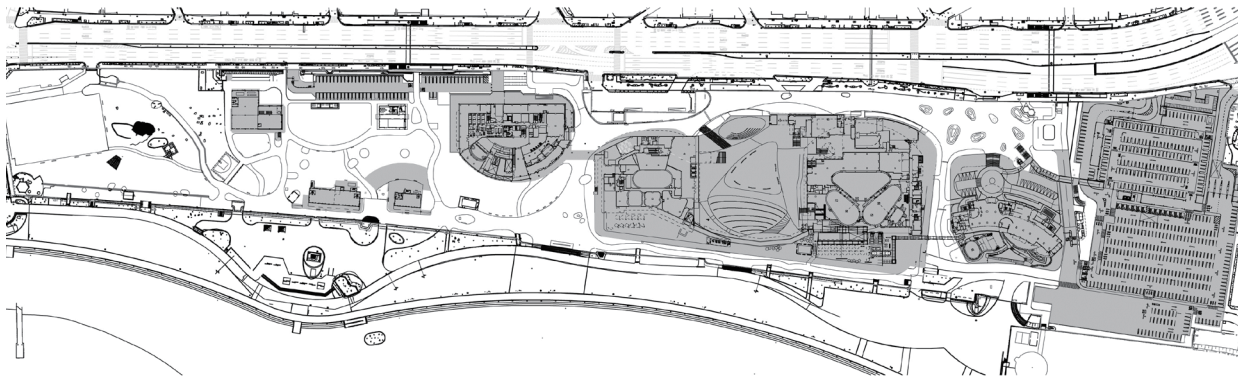
令和3年12月24日

3 認定の有効期間

公募対象公園施設の設置許可日から20年間

4 公募対象公園施設の場所

海浜公園（神戸市須磨区若宮町1丁目，須磨浦通1丁目）内指定場所



公募対象公園施設の設置予定区域

神戸市告示第669号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	令和3年12月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和3年12月7日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	令和3年12月10日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和3年12月15日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和3年12月20日	

舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和3年12 月24日
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台	
舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
垂水区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和3年12 月24日

神戸市告示第670号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先三宮保管所	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 35台 原動機付自転車 0台	令和3年12月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話511-0515
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 69台 原動機付自転車 0台	令和3年12月3日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和3年12月4日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和3年12月7日	
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 55台 原動機付自転車 0台	令和3年12月9日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 58台 原動機付自転車 0台	令和3年12月13日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 38台 原動機付自転車 1台	令和3年12月16日	
春日野道駅周辺自転車等	自転車 3台			

	放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	三宮駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	18台	令和3年12 月18日
		原動機付自転車	0台	
	元町駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	15台	
		原動機付自転車	0台	
	三宮駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	63台	令和3年12 月22日
		原動機付自転車	0台	
	駐輪場内	自転車	6台	
		原動機付自転車	0台	
	中央区・兵庫区長期放 置	自転車	77台	令和3年12 月28日
		原動機付自転車	3台	
兵庫区湊町1 丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	22台	令和3年12 月2日
		原動機付自転車	0台	
	新開地駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	14台	
		原動機付自転車	0台	
	湊川駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	13台	
		原動機付自転車	2台	
	駐輪場内	自転車	4台	
		原動機付自転車	0台	
	神戸駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	21台	令和3年12 月10日
		原動機付自転車	0台	
	兵庫駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	2台	
		原動機付自転車	0台	
	新開地駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	19台	
		原動機付自転車	0台	
	湊川駅周辺自転車等放 置禁止区域	自転車	11台	
		原動機付自転車	0台	
駐輪場内	自転車	1台		
	原動機付自転車	1台		
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	22台	令和3年12 月15日	
	原動機付自転車	1台		
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	12台		
	原動機付自転車	0台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	5台		
	原動機付自転車	0台		
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	7台		
	原動機付自転車	0台		

駐輪場内	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和3年12月21日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区	自転車 18台 原動機付自転車 1台	
駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第671号

神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）第3条第1項の規定により，神戸市収入証紙売りさばき所の所在地を次のとおり変更し，同条第2項の規定により告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

売りさばき人	売りさばき所		所在地変更日
	名称	所在地	
株式会社 三井住友銀行	長田支店	神戸市兵庫区湊町4丁目2番10号 (兵庫支店・湊川支店内)	令和4年3月7日

神戸市告示第672号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので，同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（精神通院医療）

指定年月日	名称	担当する医療の種類	所在地
令和3年12月1日	くるみ薬局 大石駅前店	精神通院医療	神戸市灘区船寺通1-2-19

令和3年12月1日	こばやし小児科	精神通院 医療	神戸市垂水区多聞台4丁目14-10
令和3年11月1日	祥漢堂薬局 住吉店	精神通院 医療	神戸市東灘区住吉宮町3丁目8-5
令和3年11月1日	祥漢堂薬局 野崎通 店	精神通院 医療	神戸市中央区野崎通3丁目3-27
令和3年12月1日	はるか調剤薬局	精神通院 医療	神戸市須磨区前池町2丁目6-5
令和3年12月1日	にじハートクリニッ ク	精神通院 医療	神戸市長田区大塚町1-8-11 プ レノ長田2階
令和3年10月25日	足立病院	精神通院 医療	神戸市西区伊川谷町有瀬696-2
令和3年12月1日	訪問看護ステーショ ン リハメイト神戸	精神通院 医療	神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号
令和3年12月1日	ホーム薬局 本店	精神通院 医療	神戸市北区惣山町5丁目9番地6
令和3年12月1日	彩樹の訪問看護ステー ション ことのは	精神通院 医療	神戸市垂水区福田4-4-23 平井 マンション103号
令和3年12月1日	日本調剤 湊川薬局	精神通院 医療	神戸市長田区苅藻通6丁目1-7
令和4年1月1日	神戸あけびクリニッ ク	精神通院 医療	神戸市中央区北長狭通4丁目9-26 西北神ビル6C
令和4年1月1日	ひまわりクリニック	精神通院 医療	神戸市東灘区住吉宮町7丁目2番1 -1号
令和4年1月1日	ココロのクリニッ ク	精神通院 医療	神戸市長田区御屋敷通3丁目1番34 号 サンタウンアコルデ2階
令和3年11月29日	よつば薬局 春日野 店	精神通院 医療	神戸市中央区東雲通1丁目4-23 K' s c o u r t 102号室
令和4年1月1日	ダイエー六甲アイラ ンド店薬局	精神通院 医療	神戸市東灘区向洋町中5丁目15番地 ジ・アンタテマーケットシーン1 階
令和4年1月1日	うらら訪問看護ステー ション	精神通院 医療	神戸市西区宮下二丁目6番20号 藤 ハイツB棟202号室

2 法第64条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（精神通院医療）

(1) 医療機関の所在地変更に係るもの

変更日	名称	担当する	所在地	変更前
-----	----	------	-----	-----

		医療の種類		
令和3年 7月1日	訪問看護ステーション あそ日和	精神通院医療	神戸市東灘区御影中町4丁目2番1号 スマイリングライフ 203	東灘区魚崎中町1-7-5東灘パークランド中町302
令和3年 11月12日	訪問看護ステーション カモミール	精神通院医療	神戸市北区鈴蘭台南町9丁目2番7号B 103号	神戸市北区鈴蘭台南町3丁目9番3号103号

神戸市告示第673号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
ひまわりクリニック	神戸市東灘区住吉宮町7丁目2番1-1号	令和4年1月1日
神戸あけびクリニック	神戸市中央区北長狭通4丁目9番26号	令和4年1月1日
村田歯科医院	神戸市灘区深田町2丁目1番6号	令和3年9月1日
ダイエー六甲アイランド店薬局	神戸市東灘区向洋町中5丁目15番地	令和3年12月1日
ホーム薬局 本店	神戸市北区惣山町5丁目9番地6	令和3年12月1日
中央病院前薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番地6	令和4年1月1日
よつば薬局春日野店	神戸市中央区東雲通1丁目4番23号	令和3年11月29日
ゴダイ薬局 西神パルティ店	神戸市西区美賀多台9丁目2番2号	令和4年1月1日
訪問看護ステーション リハメイト神戸	神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号	令和3年12月1日
訪問看護ステーション カモミール	神戸市北区鈴蘭台南町9丁目2番7号	令和3年11月12日
うらら訪問看護ステーション	神戸市西区宮下2丁目6番20号	令和4年1月1日

神戸市告示第674号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
藤田皮フ科	神戸市北区若葉台4丁目1番10号	令和3年8月31日
村田歯科医院	神戸市灘区深田町2丁目1番6号	令和3年8月31日
本多歯科医院	神戸市中央区熊内橋通6丁目1番26号	令和元年12月31日
あずさ調剤薬局	神戸市垂水区東舞子町14番地7	令和3年12月31日
株式会社ホーム ホーム薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番6号	令和3年11月30日
よつば薬局春日野店	神戸市中央区東雲通1丁目4番22号	令和3年11月28日
訪問看護ステーション カモミール	神戸市北区鈴蘭台南町3丁目9番3号	令和3年11月11日

神戸市告示第675号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
ユキスポーツ整骨院	田中 有貴子	神戸市東灘区本山南町2丁目7番3号	令和3年12月1日
すまいる針灸接骨院 甲南みなみ院	山田 康介	神戸市東灘区森南町1丁目5番1号	令和3年12月1日
すまいる針灸接骨	竹岡 宏夢	神戸市灘区備後町5丁目3番1号	令和3年12月1日

院 六甲道院

2 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
前山鍼灸マッサージ院	前山 秀良	神戸市長田区本庄町6丁目2番4号	令和3年12月14日

3 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
前山鍼灸マッサージ院	前山 秀良	神戸市長田区本庄町6丁目2番4号	令和3年12月14日
すまいる針灸接骨院 甲南みなみ院	山田 康介	神戸市東灘区森南町1丁目5番1号	令和3年12月1日
すまいる針灸接骨院 六甲道院	龍田 喬介	神戸市灘区備後町5丁目3番1号	令和3年12月1日

神戸市告示第676号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新) 新長田わだち整骨院	舟橋 望	神戸市長田区大橋町6丁目1番1号	令和3年8月2日
(旧) 新長田わだち鍼灸院			

神戸市告示第677号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
すまいる針灸接骨院 六甲道院	植中 淳平	神戸市灘区備後町5丁目3番1号	令和3年12月1日
すまいる針灸接骨院 六甲道院	辻野 陽平	神戸市灘区備後町5丁目3番1号	令和3年12月1日
すまいる針灸接骨院 六甲道院	西山 智博	神戸市灘区備後町5丁目3番1号	令和3年12月1日
すまいる針灸接骨院 メイン六甲院	水渡 悠希	神戸市灘区深田町4丁目1番39号	令和2年3月31日
すまいる針灸接骨院 甲南山手院	野崎 芽	神戸市東灘区森南町1丁目5番1号	令和3年12月1日
すまいる針灸接骨院 甲南山手院	西山 馨太	神戸市東灘区森南町1丁目5番1号	令和3年12月1日
すまいる針灸接骨院 甲南山手院	前川 俊也	神戸市東灘区森南町1丁目5番1号	令和3年12月1日
すまいる針灸接骨院 甲南みなみ院	野崎 芽	神戸市東灘区森南町1丁目5番1号	令和3年12月1日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
すまいる針灸接骨院 六甲道院	植中 淳平	神戸市灘区備後町5丁目3番1号	令和3年12月1日
すまいる針灸接骨院 六甲道院	西山 智博	神戸市灘区備後町5丁目3番1号	令和3年12月1日

神戸市告示第678号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
夢ぼけっと	(新) 神戸市 兵庫区水木通 2丁目1番9号 (旧) 神戸市 中央区元町通 5丁目2番20号	特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会	神戸市兵庫区水木通2丁目1番9号	令和3年11月1日	訪問介護 介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス

神戸市告示第679号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

当該辞退にかかる介護事業所の名称	当該辞退にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	辞退年月日	サービス種類
SOMPOケア 神戸上沢訪問介護	神戸市兵庫区上沢通8丁目2番5号	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番8号	令和3年12月31日	介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス
SOMPOケア 神戸東垂水訪問介護	神戸市垂水区山手1丁目3番21号	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番8号	令和3年12月31日	訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス

神戸市告示第680号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
あずさ調剤薬局	神戸市垂水区東舞子町14番地7	有限会社コスモ企画	神戸市須磨区平田町2丁目2番14号	令和3年12月31日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
株式会社シー・シー・ティー商事	神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地	株式会社シー・シー・ティー商事	神戸市東灘区向洋町中6丁目	令和3年11月1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
パナソニックエイジフリーケアセンター神戸・ケアマネジメント	神戸市須磨区南町3丁目3番20号	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市大字門真1048番地	令和3年12月31日	居宅介護支援

神戸市告示第681号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
魚崎浜保管所及び稗原保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	王子公園駅周辺	自転車 1台	令和3年12 月1日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所 電話854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 16台	令和3年12 月2日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 0台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	J R住吉駅周辺	自転車 6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所	新在家駅周辺	自転車 3台	令和3年12	

灘区上河原通 1丁目1番	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	月8日
	大石駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	阪神御影駅周辺	自転車	12台	令和3年12 月10日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	5台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	深江駅周辺	自転車	4台	令和3年12 月14日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	灘駅周辺	自転車	3台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	令和3年12 月15日
	王子公園駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	六甲道駅周辺	自転車	15台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	5台	令和3年12 月22日
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	令和3年12 月23日
	J R住吉駅周辺	自転車	13台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜	灘区管内	自転車	22台	令和3年12 月22日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	10台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	令和3年12 月23日
	東灘区管内	自転車	40台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	

町1番5号	深江駅周辺	自転車	9台
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台
	青木駅周辺	自転車	4台
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台

神戸市告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、令和4年2月8日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	狩口台3丁目4号線	神戸市垂水区狩口台2丁目49番2地先から	新	36.60	12.00
		神戸市垂水区狩口台2丁目49番4地先まで	旧	36.60	27.00

神戸市告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年1月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月8日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	南五葉59号線	神戸市北区南五葉3丁目27番12地先から 神戸市北区南五葉3丁目27番35地先	273.40	6.00

	まで		
南五葉60号線	神戸市北区南五葉3丁目27番110地先 から 神戸市北区南五葉3丁目27番102地先 まで	70.30	6.00
南五葉61号線	神戸市北区南五葉3丁目27番111地先 から 神戸市北区南五葉3丁目27番112地先 まで	200.10	6.00

神戸市告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年1月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月8日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	見津が丘26号線	神戸市西区見津が丘5丁目5番4地先から 神戸市西区見津が丘5丁目5番2地先まで	181.30	最大 8.00 最小 7.90
	見津が丘29号線	神戸市西区見津が丘6丁目33番地先から 神戸市西区見津が丘6丁目12番地先まで	228.10	最大 16.00 最小 15.90
	見津が丘30号線	神戸市西区見津が丘6丁目30番地先から 神戸市西区見津が丘6丁目1番1地先まで	446.00	最大 16.00 最小 8.00

神戸市告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年1月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月8日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	西下木津線	神戸市西区見津が丘1丁目7番4地先から	新	665.50	最大 26.00 最小 25.90
		神戸市西区見津が丘4丁目11番3地先まで	旧	665.50	最大 11.10 最小 6.50

公 告**神戸市公告第1039号**

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年1月12日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

委託名	充電保管庫用電源工事業務（令和4年度年度替り対応）その1委託
業務概要	神戸市立小・中学校への充電保管庫設置に係る電源工事の設計・施工・工事監理業務
履行場所	神戸市立小・中学校 21校
履行期限	令和4年3月31日

2 担当部局

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課
電話：078-984-0669 FAX：078-984-0670
E-mail edu-joho-all@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札価格により落札者を決定する制限付一般競争方式の入札案件である。
設計・施工・工事監理を、事業期間を通して一括して事業者へ委託する一括発注方式により実施する。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度神戸市工事請負入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 本店を市内に有する者であること。
- (7) 建設業法第3条第1項の規定による電気工事業と電気通信工事業の許可を受けていること。
- (8) 建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「電気工事」と「電気通信工事」の総合評定点がそれぞれ500点以上であること。

5 入札に必要な書類を示す場所

2の担当部局

6 入札に参加する者に必要な資格の確認等

この入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の配布及び確認結果の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和4年1月12日（水）～令和4年1月24日（月） 紙書類を郵送で提出する場合は、令和4年1月24日（月）午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	2の担当部局

8 入札及び開札予定日時及び方法

日 時	令和3年1月31日（月）午前10時
提出場所	神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸市教育委員会事務局内またはその近隣施設
方 法	(1) 日時の詳細については、入札参加資格の確認とともに通知することとする。 入札の際の必要書類については持参により提出すること。 (2) 入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載し申請する。 (3) 開札については、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。

なお、当入札では、入札価格が予定価格の制限の範囲内である場合に、最低入札価格を提示した入札者を落札者とする。

9 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。
- (2) 一の入札参加者が同一の業務において複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 「充電保管庫用電源工事業務（令和4年度年度替り対応）その1委託 入札書記入要領」に記載された記入方法に従わなかったとき。

神戸市公告第1040号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年1月12日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

委託名	充電保管庫用電源工事業務（令和4年度年度替り対応）その2委託
業務概要	神戸市立小・中学校への充電保管庫設置に係る電源工事の設計・施工・工事監理業務
履行場所	神戸市立小・中学校 21校
履行期限	令和4年3月31日

2 担当部局

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
 神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課
 電話：078-984-0669 FAX：078-984-0670
 E-mail edu-joho-all@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札価格により落札者を決定する制限付一般競争方式の入札案件である。設計・施工・工事監理を、事業期間を通して一括して事業者へ委託する一括発注方式により実施する。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度神戸市工事請負入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 本店を市内に有する者であること。
- (7) 建設業法第3条第1項の規定による電気工事業と電気通信工事業の許可を受けていること。
- (8) 建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「電気工事」と「電気通信工事」の総合評定点がそれぞれ500点以上であること。

5 入札に必要な書類を示す場所
2の担当部局

6 入札に参加する者に必要な資格の確認等

この入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の配布及び確認結果の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和4年1月12日（水）～令和4年1月24日（月） 紙書類を郵送で提出する場合は、令和4年1月24日（月）午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	2の担当部局

8 入札及び開札予定日時及び方法

日 時	令和3年1月31日（月）午後2時
提出場所	神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸市教育委員会事務局内またはその近隣施設
方 法	(1) 日時の詳細については、入札参加資格の確認とともに通知することとする。 入札の際の必要書類については持参により提出すること。 (2) 入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載し申請する。 (3) 開札については、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。 なお、当入札では、入札価格が予定価格の制限の範囲内である場合に、最

低入札価格を提示した入札者を落札者とする。

9 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。
- (2) 一の入札参加者が同一の業務において複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいてに4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 「充電保管庫用電源工事業務（令和4年度年度替り対応）その2委託 入札書記入要領」に記載された記入方法に従わなかったとき。

神戸市公告第1053号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区域	備考
春日手公園	垂水区名谷町字賀市	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり	

(2) 供用開始の年月日

令和4年1月25日

神戸市公告第1054号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月25日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
千歳ふれあい広場	須磨区千歳町4丁目	神戸市建設局公園部管理課備 付けの図面のとおり	

(2) 供用開始の年月日

令和4年1月25日

水道局

神戸市水道局第三者調査委員会設置規程をここに公布する。

令和4年1月13日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第22号

神戸市水道局第三者調査委員会設置規程

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第1条第2項の規定に基づき、神戸市水道局第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、水道事業管理者の諮問に応じ、水道局内におけるハラスメント及び職場内秩序びん乱事案について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、水道事業管理者が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、水道事業管理者が特に必要があると認める者

4 前条の調査を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規程が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代

理する。

(事務局)

第6条 委員会に、事務局を置くことができる。

2 事務局の者は、関係する本市の職員のうちから、水道事業管理者が任命する。

3 事務局は、委員会の担任する事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会の会議は、これを公開しない。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、水道局経営企画課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行し、令和3年12月24日から適用する。

(失効)

2 この管理規程は、次に掲げる日のうちのいずれか早い日限り、その効力を失う。

- (1) この管理規程の施行の日から起算して2年を経過する日
- (2) 委員会が第2条の規定に基づく調査審議を終了した日

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年1月13日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

神戸市水道管理規程第23号

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(無効の入札等)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 入札書に記名がないとき。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(無効の入札等)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 入札書に記名<u>及び押印</u>がないとき。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。</u></p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>

(契約締結の手續)

第19条 落札者は、落札決定の日から5日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ第20条第1項に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書を省略し請書を提出させることができる。

(1) 契約金額が100万円以下の契約をするとき。

(2)～(5) [略]

3、4 [略]

(契約保証金の納付)

第20条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の15の規定により管理規程で定める契約の相手方に納付さ

(契約締結の手續)

第19条 落札者は、落札決定の日から5日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書その他の必要な書類を提出し、かつ第20条第1項に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書を省略し請書を提出させることができる。

(1) 契約金額が100万円未満の契約をするとき。

(2)～(5) [略]

3、4 [略]

(契約保証金の納付)

第20条 契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上（物品売却システムを利用して行う入札にあっては、予定価格

せる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上（物品売却システムを利用して行う入札にあっては、予定価格の100分の5以上）の額とする。

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができることとし、その担保の価値は当該各号に掲げる担保に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第11条の2各号に掲げるもの

同条各号に掲げる担保に応じ同条各号に定める額

(2) 公共工事の前払金保証事業に関

する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 その保証する額

(3) その他銀行又は管理者が确实と

認める金融機関の保証 その保証する額

3 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出

の100分の5以上）の額とする。

2 第11条の2の規定は、前項の契約保証金の納付について、準用する。

3 第1項の契約保証金の納付は、銀行又は管理者が确实と認める金融機関の保証の提供をもって代えることができる。

4 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出

させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

4 前項の保証契約を締結する場合には、前条の規定により、契約書を省略し、請書を省略させることができる。

(随意契約)

第21条の3 令第21条の14第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

契約の種類	額
[略]	[略]

2～5 [略]

(契約保証金の追徴)

第25条の2 管理者は、第25条第1項又は第2項の規定に基づく履行期限の延長又は契約金額の増減により、既納の契約保証金又は第20条第2項の規定により既に提供を受けた担保

させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

(随意契約)

第21条の3 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の14第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

契約の種類	額
[略]	[略]

2～5 [略]

(契約保証金の追徴)

第25条の2 管理者は、第25条第1項又は第2項の規定に基づく履行期限の延長又は契約金額の増減により、既納の契約保証金又は第20条第2項において準用する第11条の2の規定

(以下この条において「既納の契約保証金等」という。)に不足が生じたときは、当該不足に係る契約保証金又は同項の規定による担保を追徴することができる。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(部分払)

第30条 [略]

2、3 [略]

4 [略]

により既に提供を受けた若しくは第20条第3項の規定により既に提供を受けた保証(以下この条において「既納の契約保証金等」という。)に不足が生じたときは、当該不足に係る契約保証金又は同条第2項において準用する第11条の2の規定による担保若しくは第20条第3項の規定による保証を追徴することができる。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(部分払)

第30条 [略]

2、3 [略]

4 第1項の請求をする場合において、管理者がその必要がないと認めるものを除き、その既済部分について、局を被保険者とする火災保険その他の保険の契約証書を添付しなければならない。この場合の保険の種類、金額及び期間は、管理者が指示する。

5 [略]

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程（以下「新規程」という。）第19条第2項第1号の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結する契約については、なお従前の例による。
- 3 新規程第25条の2第1項の規定は、施行日以後に新規程第20条第2項の規定により担保の提供を受けた場合について適用し、施行日前にこの規程による改正前の神戸市水道局契約規程（以下「旧規程」という。）第20条第2項において準用する第11条の2の規定により担保の提供を受けた場合又は旧規程第20条第3項の規定により保証の提供を受けた場合については、なお従前の例による。

神戸市水道公告第79号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の7第1項において読み替える規程第6条及び規程第21条の7第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月12日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項**(1) 件名**

寺谷接合井連絡管流量制御設備更新

(2) 数量

一式

(3) 納入場所

神戸市西区榎谷町字下二つ池512-2 寺谷流量制御室

(4) 納入期限

令和4年9月30日

(5) 調達物品の特質（業務の概要）

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市水道局経営企画課（電話番号078-322-5880）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎4号館6階

5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請方法及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年1月26日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和4年1月26日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和4年1月27日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和4年1月28日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和4年3月2日（水） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和4年3月3日（木） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和4年3月3日（木）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和4年3月2日（水）午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参し、又は郵送すること。

11 開札の日時等

(1) 開札日時

令和4年3月3日（木）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

12 入札保証金

規程第12条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、各項目の予定数量にそれぞれの入札単価を乗じて得た額の合計額が最低の価格であり、かつ、入札単価のすべてが、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

15 特定調達契約の手續において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

17 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和4年1月28日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

18 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Repair work of flow control facilities for Teratani Junction Well Connection Pipe.
- (2) Quantity :Set.
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5 :00 P.M. January 28,2022.
- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. March 3 , 2022.
- (5) A contract point where tender documents are available : Contract Management Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6 - 5 - 1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市水道公告第86号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年1月12日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	垂水（南多聞台）配水管取替工事その2
工事場所	神戸市垂水区南多聞台7・8丁目、狩口台2・3丁目
完成期限	<p>本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和5年1月31日 （余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）</p>
工事概要	<p>布設：PE φ50-290.5m、PE φ75-5.4m、φ75-16.2m、φ75（給）-7.5m、φ100-177.1m φ150-296.4m、φ200-570.4m、φ250-0.9m</p> <p>撤去：φ75（給）-7.5m、φ100-95.1m、φ150-379.7m、φ200-2.2m、φ250-537.2m</p>
前 払 金	全体の請負額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	<p>土木工事業に係る建設業の許可</p> <p>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。</p>
等級	<p>土木A、B、C又はD</p> <p>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
施工実績	水道管開削工事（他都市含めCORINS登録のある工事）を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。

	<p>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p> <p>ただし、等級が土木A又はBであり、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の土木一般の総合点数が1,080点以上のものは施工実績の提出は不要とする。</p>
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和4年1月12日（水）～1月25日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
------	---

提出場所	契約監理課
------	-------

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年1月26日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年1月27日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年1月28日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市水道公告第87号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年1月12日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	工水（東尻池）配水管取替工事
工事場所	神戸市長田区東尻池新町、東尻池8丁目、浜添通5丁目、苅藻通6丁目
完成期限	令和4年3月31日 ただし予算繰越の上は令和4年6月30日
工事概要	布設延長（m）：工水φ150-9.8、φ200-2.9、φ300-109.3、φ400-90.3 配水φ300-39.6、φ400-29.5 撤去延長（m）：工水φ100-3.4、φ150-9.8、φ200-3.4、φ300-107.9、φ400-90.6 配水φ300-3.0、φ400-29.5
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A、B、C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
施工実績	水道管開削工事（他都市含めCORINS登録のある工事）を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 ただし、等級が土木A、B又はCであり、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の土木一般の総合点数が920点以上のものは施工実績の提出は不要とする。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしてい

ること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年1月12日（水）～1月21日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年1月24日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年1月25日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年1月26日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市水道公告第88号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の7第1項において読み替える規程第6条及び規程第21条の7第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月12日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

- (1) 件名
管路情報システムデータ入力業務
- (2) 数量
一式
- (3) 納入履行場所
神戸市中央区橘通3丁目4-2 中部庁舎及び受注者執務室
- (4) 履行期間
契約締結日の翌日から令和7年3月31日

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で

希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 神戸市の給水装置工事施行基準の内容を理解していること。
- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市水道局経営企画課（電話番号078-322-5880）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎4号館6階

5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請方法及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年1月26日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和4年1月26日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和4年1月27日（木）まで

電子入札システムの稼動時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和4年1月28日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和4年3月2日（水） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和4年3月3日（木） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和4年3月3日（木）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和4年3月2日（水）午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参し、又は郵送すること。

11 開札の日時等

- (1) 開札日時
令和4年3月3日(木) 午前10時30分から
- (2) 再入札
再入札は1回のみ行います。
- (3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所
神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)
神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)
神戸市役所本庁舎1号館2階
- 12 入札保証金
規程第12条第2号の規定により免除します。
- 13 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。
 - (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
 - (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
 - (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
 - (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
 - (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
 - (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
 - (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
 - (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
 - (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 14 落札者の決定の方法
落札者の決定は、各項目の予定数量にそれぞれの入札単価を乗じて得た額の合計額が最低の価格であり、かつ、入札単価のすべてが、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 15 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類
日本語及び日本国通貨に限ります。
- 16 苦情の申出
この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。
- 17 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和4年1月28日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

18 その他

- (1) この契約は、1個当たりの単価契約とします。

19 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Data input work related to the pipeline information system.
- (2) Quantity :Set.
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5 :00 P.M. January 28, 2022.
- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. March 3, 2022.
- (5) A contract point where tender documents are available : Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6 - 5 - 1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市水道公告第89号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の7第1項において読み替える規程第6条及び規程第21条の7第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月12日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称
神戸市水道局有野ポンプ場電気調達
- (2) 予定数量
4,887,000キロワットアワー
- (3) 納入場所
神戸市水道局有野ポンプ場
- (4) 納入期限
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。
- (5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市水道局経営企画課（電話番号078-322-5880）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎4号館6階

5 入札に関する事務を担当する部局

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年1月21日（金）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和4年1月21日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和4年1月24日（月）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和4年1月25日（火）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和4年2月9日（水） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和4年2月10日（木） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和4年2月10日（木）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和4年2月9日（水）午後5時までに本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参し、又は郵送すること。

11 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和4年2月10日（木）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

12 入札保証金

規程第12条の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第11号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他必要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。

(12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規程第9条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

15 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

17 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和4年1月25日（火）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

18 その他

(1) この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

(2) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除することができます。

19 Summary

(1) Contract Content : Electricity to use in Arino Pumping Site.

(2) Quantity :4,887,000 kWh

(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. January 25, 2022.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. February 10, 2022.

(5) Applicants can obtain bid application forms at the Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, City of Kobe, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

TEL 078-322-5159

神戸市水道公告第90号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道局管理規程第9号。以下「規程」という。）

第6条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月7日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

土地（所在地、地目、面積、用途地域、予定価格及び入札保証金 別表のとおり）の売払い

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 神戸市における不動産の売払いに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。

オ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者

- (4) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者

ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者

イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者

ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市水道契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第5条に該当する者）

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎4号館6階

神戸市水道局経営企画課（電話番号078-322-5881）

（以下「経営企画課」という。）

4 入札の参加に関する要領の公表時期及び公表方法

- (1) 公表時期

令和4年1月7日（金）より公表

(2) 公表方法

水道局ホームページにて公表 (<https://kobe-wb.jp/news/tomogaoka/>)

5 入札参加申込みの日時及び場所

(1) 入札参加申込みの日時

令和4年2月3日(木)・4日(金)の2日間、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込みの場所

経営企画課

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

令和4年2月21日(月)から2月25日(金)まで(神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札の場所

経営企画課

(3) 入札の方法

神戸市水道局が交付する所定の入札書により入札すること(郵送又は持参すること。)

7 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和4年2月28日(月)午前10時より

(2) 開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎4号館8階 802会議室

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、別表のとおりとします。

(2) 入札に参加する者は、事前に、神戸市水道局が交付する所定の納入通知書により入札保証金を納付してください。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 「入札参加申込書兼誓約書」もしくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。

(3) 最低売却価格(予定価格)に達しない金額をもって入札したとき。

(4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(5) 「入札書」に記名及び押印がないとき。

(6) 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。

(7) 一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。

(8) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

(9) 代理人による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。

- (10) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (11) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (12) 神戸市水道局から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- (14) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1) 本件契約には、利用に関して次の条件を付します。詳細については、実施要領で確認してください。

ア 公序良俗に反する使用の禁止

イ 風俗営業等の禁止

(2) 落札者の決定の方法

落札者は、規程第9条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

(3) 契約締結の手続

契約の締結は、令和4年3月25日（金）午後5時までに行います。

別表

所在地	地目	面積(m ²)	用途地域
神戸市須磨区友が丘9丁目27番3	水道用地	3311.60	第1種中高層住居専用地域
予定価格(円)		入札保証金(円)	
182,000,000		9,100,000	

交 通 局

神戸市交通公告第61号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の5第1項において読み替える規程第4条及び規程第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月12日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

(1) 物品の名称及び調達の種類

軽油の購入

(2) 予定数量

1,900キロリットル

(3) 納入場所

神戸市交通局魚崎営業所	神戸市東灘区魚崎浜町32番2号
神戸市交通局石屋川営業所	神戸市灘区弓木町1丁目2番1号
神戸市交通局中央営業所	神戸市中央区小野浜町7番65号
神戸市交通局松原営業所	神戸市兵庫区芦原通5丁目1番31号
神戸市交通局落合営業所	神戸市須磨区東落合1丁目1番5号
神戸市交通局垂水営業所	神戸市垂水区本多聞3丁目10番1号
神戸市交通局西神営業所	神戸市西区竹の台1丁目407番2

(4) 納入期間

令和4年4月1日から令和4年6月30日まで

(5) 納入方法

交通事業管理者が指定した日時に、指定した数量をローリー車で納入すること。

(6) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 直近の事業年度における売上高が5億円以上であること。
- (5) 当該軽油を確実にかつ十分に納入し得ること。

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局経営企画課（電話番号078-984-0104）
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号652-0855）
御崎Uビル3階

5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年1月26日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和4年1月26日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

公告の翌日から令和4年1月27日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備のあるもの等の提出期間及び提出場所は下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和4年1月28日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

10 入札書の提出期間等、提出場所及び提出方法

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和4年3月2日(水) 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和4年3月3日(木) 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和4年3月3日(木) 午前10時まで(書留郵便による入札については、令和4年3月2日(水) 午後5時までに、本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。)

イ 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

11 開札の日時等

(1) 開札日時

令和4年3月3日(木) 午前10時30分から

(2) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

12 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)とその組合員の関係

にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者の決定の方法

(1) 入札は1リットル当たりの単価で行うものとし、落札者の決定は、規程第10条の規定により定めた予定価格から軽油引取税を減じた額の110分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格から軽油引取税を減じた額の110分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札執行日（令和4年3月3日）現在の軽油引取税率で入札すること。

15 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 本調達後において予定する一連の調達（但し、時期及び数量等については変更することがあります。）

(1) 物品の名称

軽油の購入

(2) 納入期間

令和4年7月1日から令和4年9月30日まで

(3) 数量

2,000キロリットル

(4) 公告予定時期

令和4年4月

17 その他

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和4年1月28日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 令和4年3月3日現在の軽油引取税その他納入に係る公租公課（以下「軽油引取税等」という。）の税率に基づいた額で契約を締結するものとし、また、契約締結後に軽油引取税等に変更ある場合は、変更日以降の納入について別途変更契約を交わすものとし、

(3) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

(4) 本調達に係る令和4年度自動車事業会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約は締結しない場合があります。

18 Summary

(1) Subject matter of the contract : Gas Oil

- (2) Estimated quantity : 1,900 kl
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 P.M. January 28, 2022.
- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. March 3, 2022.
- (5) A contract point where tender documents are available : Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市交通公告第62号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年1月7日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工 事 名	西神・山手線 新長田駅大規模改修機械設備工事
工事場所	神戸市長田区松野通1丁目他
完成期限	令和6年3月15日
工事概要	西神・山手線新長田駅大規模改修工事に伴う機械設備工事一式
前 払 金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	特定建設工事共同企業体
構成員の数	2社又は3社
共同企業体の構成員（代表者を含む）に関する条件	
建設業の許可	管工事業に係る特定建設業の許可
等級	管一般A
その他	神戸市内に本店又は支店若しくはこれに準じるものを有すること。 うち1社以上は神戸市内に本店を有するものであること。
共同企業体の代表者に関する条件	
経営事項審査の結果の点数	経営事項審査の結果において、管工事の総合評定値が、神戸市内に本店を有する場合は900点以上、支店若しくはこれに準じるものを有する場合は1,200点以上であること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年1月14日（金）～ 1月27日（木） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） ※紙書類として提出することが指定されている書類については、契約監理課あてに郵送又は持参とし、受付期間の最終日の午後5時までに必着のこと。 ※持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年2月16日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年2月17日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年2月18日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「落札者決定通知書」 イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」 ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 エ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。

- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市交通公告第64号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月12日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

- 1 落札に係る物品の名称及び調達の種類
西神・山手線三宮駅2番線ホーム柱サインエージ調達・設置
- 2 予定数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市交通局経営企画課
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 5 落札者を決定した日
令和3年11月17日
- 6 落札者の氏名及び住所
ジャトー株式会社
代表取締役 小野 謙治
大阪市北区末広町1番22号
- 7 落札金額
24,950,000円
- 8 契約の相手方を決定した手続
規程第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

- 9 規程第27条の5第1項において読み替える規程第4条の規定による公告を行った日
令和3年9月29日

訂 正

令和3年7月27日付け神戸市公報第3718号に掲載の道路の供用開始について誤りがありましたので次のとおり訂正します。

(2970ページ 告示第324号 表中の「幅員 (メートル)」)

誤 118.70

正 18.70

